

奈良県猟友会構成員 各位

＜猟銃・空気銃所持許可証に就いて＞

狩猟で使う銃には猟銃・空気銃所持許可証の用途欄が『標的射撃』のみの記載では、狩猟をする事が出来ません。**用途欄に『狩猟』の記載が無ければ、狩猟する事が出来ません。**又、有害鳥獣捕獲を行うには、『有害鳥獣駆除』の記載が必要です。記載が無い場合は、直ちに、所轄警察署に申請をして下さい。

＜猟銃用火薬類無許可譲受表票に就いて＞

『登録狩猟』とは、一般の狩猟の事です。『許可捕獲』とは、所謂、有害鳥獣捕獲です。『指定管理事業』とは、国、又は都道府県が委託する事業等を行う認定鳥獣捕獲等事業者等の従事者です。

『登録狩猟』用に御渡しした『猟銃用火薬類無許可譲受票』は、『許可捕獲・指定管理事業』用には使えません。別途、申請が必要です。

『許可捕獲』用に御渡しした『猟銃用火薬類無許可譲受票』は、其の許可証、又は、従事者証に記載された許可事業の用途にしか使えません。

残火薬類（残弾処理）の措置は、遅滞無く、御願います。

『登録狩猟』で購入した弾の残火薬類の措置は、狩猟登録の有効期間満了後 1 年ですが、必要最小限の購入をして下さい。

『許可捕獲・指定管理事業』用に購入した弾の残火薬類の措置は、従事者証の有効期間満了後 3 か月以内です。（消費等、又は、廃棄を行って下さい。）

＜実包管理帳簿の記載事項変更に就いて＞

令和 7 年 3 月 1 日から、制度が変わっています。ライフル実包以外の実包に就いては、番径に加えて、散弾・単弾のどちらなのかを、記載して下さい。

実包を消費した時には、使用した猟銃の許可番号（銃番号でも可）を記載して下さい。（替え銃身が有るものは、使用した銃身も記載）

詳しくは、所轄警察署に確認して下さい。

＜猟銃用火薬類等の帳簿の管理に就いて＞

猟銃の所持の許可を受けた者は内閣府令で定める処に拠り、実包の管理状況を記録する帳簿を備えておかねばなりません。此の帳簿には、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄した時は、夫々、記載事項（内閣府令第 87 条第 1 項）を記載し、最終の記載をした日から 3 年間、保存しておかなくてはなりません。（内閣府令第 87 条第 3 項）此の規定に違反し、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは、虚偽の記載をし、又は、帳簿を保存しなかった者は、処罰されます。

猟友会にて交付された『猟銃用火薬類無許可譲受票』で購入・消費した装弾も、同様の取り扱いが必要と成ります。

令和 7 年 10 月 23 日
一般社団法人 奈良県猟友会